

北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域貢献活動等」とは、公立大学法人名桜大学による正課外で行う北部地域における学習支援、健康増進支援、自治体をはじめとした各種団体等と連携して行う事業など、地域振興、教育振興、人材育成及び定住促進を図るための活動をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象者は、公立大学法人名桜大学の学生3名以上及び引率教職員で構成する団体とする。

(支援金の交付対象)

第4条 支援金の交付の対象となるものは、学生が北部12市町村の地域団体と連携・協働して実施するもので、次の各号に掲げるいずれかの活動で一定の成果を見込めるものとする。ただし、北部広域市町村圏事務組合理事長（以下、「理事長」という。）が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 観光振興や特産品開発等の産業振興等に資するものであること。
- (2) 地域の健康増進や教育振興等に資するものであること。
- (3) 地域への移住や定住促進等に資するものであること。
- (4) その他、地域の課題解決や活性化に資するものであること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する活動等は支援金の交付対象としない。

- (1) 政治団体又は宗教的活動を目的とするもの
- (2) その他、理事長が適当でないと認めるもの

(対象経費)

第5条 この要綱における支援金の対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 活動費
- (2) 旅費・宿泊費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 役務費
- (6) 保険料
- (7) 会場費
- (8) その他理事長が必要と認めた経費

2 消耗品費は申請金額の20分の3を超えないこととする。

(支援金の金額)

第6条 支援金の額は、1つの団体につき30万円以内とする。

2 同一の団体及び活動に対して交付する支援金は2年を限度とするが、活動から得られた課題の解決に対する申請については、継続申請を可能とする。

3 申請が2年を超える同一の団体であっても、活動内容または地域が異なる申請については、新規の申請とみなし申請を可能とする。

4 申請件数が多い場合は、新規申請を優先する。

(交付の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとするときは、あらかじめ支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 活動計画書(様式第2号)

(2) 活動参加者名簿(様式第3号)

(3) 収支予算書(様式第4号)

(4) 連携協議書(様式第5号)

(5) その他理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 理事長は、支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金交付決定通知書(様式第6号の1)により申請者及び支援金交付決定通知書(様式第6号の2)により公立大学法人名桜大学に通知するものとする。

2 理事長は、前項の支援金決定通知書を交付する場合において、必要な指示、指導又は条件を付すことができる。

(申請の取り下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後に支援対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該支援金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る支援金の交付の決定はなかったものとする。

(活動計画の変更等に係る承認の申請等)

第10条 申請者は、活動計画の変更等をする場合、変更承認申請書(様式第7号)を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、地域貢献活動等の終了後、10日以内に活動実施報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 収支計算書(様式第9号)

(2) その他理事長が必要と認める書類

(支援金の請求)

第12条 第8条の規定による通知を受けた申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、支援金交付請求書(様式第10号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第8条に係る範囲内で、申請者の請求に基づき、概算払いにより支援金を交付することができる。
- 3 前項の概算払いを受けようとする申請者は、支援金概算払請求書（様式第11号）を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、概算払いを行った申請者について、第8条により決定した支援金の額をもって当該支援金の精算を行い、不足があるときはその請求及び支払いについては第1項及び次条の規定を準用し、過払いがある場合は速やかにその額を返還させるものとする。

（支援金の交付）

第13条 理事長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、申請者に当該請求額を交付するものとする。

（支援金の支払事務）

第14条 理事長は、各団体への支援金の支払事務について公立大学法人名桜大学で行うことができるものとする。

- 2 支払事務に係る経費は、交付決定を受けた団体1件につき1,000円とする。
- 3 第1項の支援金及び前項の経費は、公立大学法人名桜大学の請求に基づいて予算額を上限として交付するものとする。（様式第12号）
- 4 公立大学法人名桜大学は、第8条第1項による通知後に概算請求を行えるものとする。
- 5 理事長は、概算払いを行った場合、確定した支援金及び経費の精算を行う。ただし、当該精算は予算の範囲内で行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年6月15日告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第15号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第2号）

この要綱は、告示の日から施行する。但し、第6条第2項及び第3項については、平成28年度の申請より適用する。

附 則（令和元年5月13日告示第14号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）支援金交付申請書

年 月 日

北部広域市町村圏事務組合
理事長 稲嶺 進 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先（携 帯）

⑩

支援金の交付について（申請）

令和 年 月 において、地域貢献活動等を実施したいので、北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

添付書類

1. 活動計画書
2. 活動参加名簿
3. 活動収支予算書

以上

※内容について不明な箇所がある場合、北部広域事務局へ招聘しヒアリングを行います。

様式第2号（第7条関係）活動計画書

活動計画書

団体名 _____

実施日程・場所	内 容	備 考
活動を実施することにより見込まれる効果		
活動完了予定日		

※〇〇●年●月●日（△）までに完了すること。

様式第3号（第7条関係）活動参加者名簿

活動参加者名簿

No.	氏名	所属学部・学科	学年又は役職
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※学外者（外部講師、招聘者等）は表中には含まない。

様式第4号（第7条関係）収支予算書

【収入】

（単位：円）

項目	金額	説明
支援金		
合計		

【支出】

項目	金額	説明
支援金対象経費		
支援対象経費計①		
支援対象外経費②		
合計（①+②）		

※単価も含めできるだけ具体的に記載すること。

※飲食費は支援金対象外。

※消耗品費（機器等備品含む）は申請金額の20分の3（15%）を超えない範囲であること。

様式第5号（第7条関係）連携協議書

北部広域市町村圏事務組合
理事長 殿

連携協議書

令和 年度北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学学生等による地域貢献活動等の実施に関し、（学生団体名）と（地域団体名）は、地域と学生が連携し、（活動目的）をするために、本協議書締結の日から令和 年 月 日まで、下記の事業を行う。

記

活動内容：

- 1.
- 2.
- 3.

以上

平成 年 月 日

学生団体名
代表者職名
代表者氏名

印

地域団体名
代表者職名
代表者氏名

公印

様式第6号の1（第8条関係）支援金交付決定通知書

北広事指第 号
令和 年 月 日

殿

北部広域市町村圏事務組合
理事長 稲嶺 進^印

支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付け（記号及び番号）にて申請のありました支援金の交付について、下記のとおり交付することに決定しましたので、北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域活動等支援金交付要綱第8条の規定により通知いたします。

記

1. 支援金の名称
2. 支援金の交付決定額
3. 活動内容

以上

様式第6号の2（第8条関係）支援金交付決定通知書

北広事指第 号
令和 年 月 日

公立大学法人名桜大学
理事長 殿

北部広域市町村圏事務組合
理事長 印

支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付け（記号及び番号）にて提出のありました支援金の申請について、下記のとおり交付することに決定しましたので、北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域活動等支援金交付要綱第8条の規定により通知いたします。

記

1. 支援金の名称
2. 支援金の交付決定額
3. 支援金の交付決定団体

以上

様式第7号（第10条関係）変更承認申請書

年 月 日

北部広域市町村圏事務組合
理事長 稲嶺 進 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先（携 帯）

㊞

変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 号にて交付の決定通知がありました、北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金について、活動内容を下記のとおり変更したいので、北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1. 変更理由

2. 変更の内容

活動実績報告書

団体名 _____

実施日程・場所	内 容	備 考
活動実施効果・自己評価・課題等		
活動完了日		

※別紙にて、活動に参加した学内・学外者の人数がわかる名簿、写真、配布資料等の具体的な活動内容がわかる成果物を添付すること。

様式第9号（第11条関係）収支計算書

【収入】

（単位：円）

項目	金額	説明
支援金		
合計		

【支出】

項目	金額	説明
支援金対象経費		
支援対象経費計①		
支援対象外経費②		
合計（①+②）		

※別紙にて、領収書等の写しを添付すること。

※単価・個数・人数・時間が分かるよう記載すること

様式第10号（第12条関係）支援金交付請求書

年 月 日

北部広域市町村圏事務組合
理事長 稲嶺 進 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先 (携 帯)

⑨

支援金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号にて支援金確定通知がありました公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金について、北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 支援金決定額（確定額） 金 _____ 円

2. 支援金請求額 金 _____ 円

3. 振込先

金融機関名等 _____ 銀行 _____ 支店

普通・当座・その他（ _____ ）

口座番号 _____

ふりがな

口座名義人 _____

以上

様式第11号（第12条関係）支援金概算払請求書

年 月 日

北部広域市町村圏事務組合
理事長 稲嶺 進 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先（携 帯）

㊞

支援金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付の決定通知がありました、公立大学
法人名桜大学地域貢献活動等支援金について、北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名
桜大学地域貢献活動等支援金交付要綱第12条の規定に基づき、概算払いを下記のとおり
請求します。

記

1. 支援金決定額 金 _____ 円

2. 概算払い請求額 金 _____ 円

3. 振込先

金融機関名等 _____ 銀行 _____ 支店
普通・当座・その他（ ）
口座番号 _____
ふりがな _____
口座名義人 _____

以上

様式第12号（第14条関係）支援金等概算払請求書

年 月 日

北部広域市町村圏事務組合

理事長 殿

住 所 沖縄県名護市為又1220-1

団 体 名 公立大学法人名桜大学

代表者氏名 理事長 ④

連 絡 先

支援金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号にて交付の決定通知がありました、公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金及び支払事務経費について、北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金交付要綱第14条の規定に基づき、概算払いを下記のとおり請求します。

記

1. 概算払い請求額 金 _____ 円
内訳 支援金決定額 金 _____ 円
支払事務経費 金 _____ 円

2. 振込先

金融機関名等 _____ 銀行 _____ 支店

普通・当座・その他 ()

口座番号 _____

ふりがな

口座名義人 _____

以上